

〇つくば市子ども体験事業補助金交付要綱

令和2年10月1日

告示第556号

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市子ども体験事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 補助金は、青少年の健全育成を図り、子どもたちが生きる力を育むために有益な体験事業への参加を促進することを目的として交付する。

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の区会、自治会その他これに類する住民自治組織
- (2) 市内の単位子ども会
- (3) 市内の小中学校PTA
- (4) 市内で活動を行う青少年の健全育成に資する団体として市長が認めるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業であって当該事業に参加する子ども（満4歳から中学3年生までの者に限る。以下同じ。）の半数以上がつくば市に在住し、又は在学しているもののうち、この要綱に定める補助金以外の補助金をつくば市から受けていないものとする。

- (1) キャンプ、自然観察等の自然体験事業
- (2) 料理教室、宿泊体験等の生活体験事業
- (3) しめ縄作り等の伝統文化の継承事業

(4) 科学実験教室、工作教室等の科学・工作体験事業

(5) 青少年の健全育成に資する体験事業として市長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、当該補助事業に参加する子どもの活動に係る次に掲げる経費とする。

(1) 報償費

(2) 需用費

ア 消耗品費

イ 印刷製本費

ウ 賄材料費（参加する子どもが調理する賄材料に係るものに限る。）

エ 肥飼料費（補助事業実施日に使用する肥飼料に係るものに限る。）

(3) 使用料及び賃借料（自動車賃借料を除く。）

(補助金の交付等)

第6条 補助金は、補助対象経費の一部について予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、次の各号に掲げる子どもの参加数の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 5人以上20人未満 20,000円

(2) 20人以上30人未満 30,000円

(3) 30人以上 50,000円

3 前項の規定により算出して得た額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 1の会計年度において交付する補助金の回数は、1団体につき2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、事業着手予定日の14日前の日（着手予定日の14日前の日が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以前の日である場合は、4月1日）とする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、参加予定者名簿とする。

（補助金交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業は、当該補助事業の実施年度の末日までに完了しなければならないこと。

(2) 市長が補助事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(3) 次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

（補助金の交付決定の通知）

第9条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第2号とする。

（補助事業の変更等）

第10条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第3号とする。

2 規則第12条の2に規定する承認をしたときは、当該申請をした者に対し、様式第4号により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号とする。

2 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 参加者名簿
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業実施当日の写真
- (4) 事業実施当日の説明書等

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第6号とする。

(補助金の交付の請求)

第13条 規則第15条の2第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第7号とする。

(補助金の経理等)

第14条 市長は、対象団体に対し補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にさせるものとする。

2 市長は、対象団体に対し補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度終了後5年間保存させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のつくば市子ども体験事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。